令和５年度　貸金業トピックス

バックナンバー

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載月 | 内容 |
| １月 | **〇 令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者への対応について**  **この度の令和6年能登半島地震に伴う災害により被害を受けられたみなさまにおかれまして、心よりお見舞い申し上げます。**  **さて、大阪府知事登録の貸金業者のみなさまにおかれましては、今回の災害により、災害救助法が適用された地域内の被災者である資金需要者に対し、状況に応じ、以下のような適時、適切な対応をしていただくようお願いします。**  **１．被災者からの借入申込みや債務の支払条件の変更申込み等の相談等について、被災者の要請内容や被災状況等の生活実態を踏まえて、きめ細かく丁寧に対応すること。**  **２．督促等の回収業務にあたっては、特に被災状況等を十分に配慮したうえでカウンセリングを中心とした対応に努めること。**  **※災害救助法適用市町村の詳細は、リンク先をご参照ください。リンク先**[内閣府防災情報のページ 災害救助法の適用状況（外部サイトへリンク）](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)  **なお、適用市町村は今後追加される可能性があります。（出典：内閣府　防災情報のページ「災害救助法の適用状況」）**  **※災害救助法が適用されたことにより、本災害は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象となりますのでご留意ください。**  [「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（外部サイトへリンク）](https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline.pdf) |
| ８月 | **○ 若年者向け貸付について**  **令和４年４月の民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになりました。**  **18歳、19歳の方（以下、「若年者」という。）が積極的に社会の中で主体的な役割を果たし、社会に大きな活力をもたらすことが期待される一方で、若年者が過大な債務を負わないようにすることが重要です。**  **貸金業者は、貸金業法第13条の２により、顧客に対して顧客の年収の３分の１を超える貸付け及び返済能力を超える貸付けを行うことは禁止されており、契約にあたり、顧客から収入の状況を示す書類（給与明細や源泉徴収票等）の提出又は提供を受ける必要がありますが、貸付額が50万円以下又は他社との合算額が100万円以下の場合は、収入の状況を示す書類は不要とされ、自己申告も認められています。**  **民法改正に伴い、日本貸金業協会における社内規則策定ガイドラインにおいて、若年者への貸付けの契約時に以下の内容が定められています。**  **・貸付金額に関わらず、収入を証する書類を徴求すること。**  **・資金使途を確認するなど、より慎重な調査を行うこと。**  **・成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いるなど、若年者を対象にした広告・勧誘を行わないこと。**  **若年者への貸付けを行う場合は、自社で定める社内規則に適切に行うようお願いします。**  **（参考）日本貸金業協会のHPはこちらをご参照下さい。(外部サイト)**  **○ 「若年者向け貸付けに関する報告書」の提出について（消費者向け貸付業者のみ対象です）**  **若年者に対する貸付けの適切な運営を確保するために、若年者に対して貸付けを行った場合は、法第24条の６の10第１項の規定により、報告書の徴求を行うものです。**  **提出期限は、当該貸付けを行った各月の翌月20日までにご提出ください。**  **※報告を行った貸金業者は、翌月以降も令和６年３月末までの状況について、**  **毎月、報告書を提出する必要がありますので、提出期限までに必ず提出してください。**  **報告書の様式・通知文は**[こちら](https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html) |
| ７月 | **○ 令和５年度 貸金業務取扱主任者試験の受験申込について**  ● 令和５年度の貸金業務取扱主任者資格試験の受験申込の受付期間は、以下のとおりです。 ・郵送申込：令和５年７月３日（月）から同年９月８日（金）当日消印有効 ・インターネット申込：令和５年７月３日（月）から同年９月８日（金）17時まで 　・試験日：令和５年１１月１９日（日） 　・合格発表日：令和６年１月９日（火）  　詳しくは日本貸金業協会の専用サイトをご覧ください。 　<https://www.j-fsa.or.jp/chief/qualifying_exam/>  （参考）貸金業務取扱主任者の更新手続きについて  ● 貸金業務取扱主任者の登録更新を受けようとする方は、登録の有効期限の２ヵ月前までに登録の更新の申請を行う必要があり、申請にあっては、更新申請前の６ヵ月以内に、日本貸金業協会が実施する登録講習の「修了証明書」を添付する必要があります。 　講習を受講したのみでは「更新扱い」とはなりませんのでご注意ください。  　主任者登録の更新に関する詳しい情報は、日本貸金業協会の専用サイトをご覧ください。 　<https://www.j-fsa.or.jp/chief/chief_regist/renew.php> |
| ６月 | **○立入検査・運営状況の聴き取りの実施について**  　新型コロナウイルス感染防止に伴う様々な活動の自粛や国、自治体等の金銭的な支援策が終了していく中で、資金需要者の行動にも変化がみられることが予想されます。  　今年度も貸金業者等の法令等の遵守状況および業務の運営状況等を把握し、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法第24条の６の10の規定に基づき、立入検査・運営状況の聴き取りを実施します。  　●立入検査における主な着眼点  　　・標識及び貸付条件表の表記に誤りがないか。  　　・従業者証明書、従業者名簿を作成しているか。  　　・貸金業務取扱主任者を置き、貸金業の業務に従事する使用人等に対する助言や指導を行い貸金業の業務を適正に行っているか。  　　・個人顧客との貸付契約に際し、個人情報取扱同意を得た上で信用情報機関が保有する情報を使用し、返済能力調査を行っているか。  　　・個人顧客に対する貸付けにおいて、年収の3分の1を超えた貸付けを行っていないか。  　　・契約締結前書面、契約書面、連帯保証契約書面（概要、詳細説明書含む。）の法に定められた事項を記載した書面を交付しているか。  　　・利息制限法に規定する利率を超える契約締結や利息の受領、その支払いを要求していないか。  　　・領収書、帳簿、交渉経過記録を作成し、保存しているか。  　　・個人事業主の貸金業者にあっては、純資産額（5,000万円以上）の要件を常に維持しているか（預貯金通帳等の現物の確認等。）。  　また、日常の貸金業の営業実態を確認する観点から、前年度と同様に事前に連絡をすることなく貸金業務取扱主任者の設置確認等の検査についても実施（無通告による検査）します。  　通知文 [[Wordファイル]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00245585/R05shidoukanntokuhoushinn.doc) [[PDFファイル]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00245585/R05shidoukanntokuhoushinn.pdf)    貸金業法（抜粋）  第二十四条の六の十  （略）  ３　内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  （略） |
| ５月 | **○「業務報告書」の提出について（再掲）**  　法第24条の６の10第１項の規定により、令和５年３月31日時点で貸金業を行っている事業者さまは、令和５年３月31日時点での貸付状況を業務報告書（様式）により報告をお願いします。  　様式は[こちら](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00289139/yoshiki_gyoumuR021223.xls)  　（１）提出期限　　令和５年５月31日　水曜日  　（２）提出先及び提出部数  　　　・協会員  　　　　ア　提出先  　　　　　　日本貸金業協会 大阪府支部（郵送可）  　　　　　　〒542－0081　大阪市中央区南船場１丁目16番20号  ムラキビルディング３階  　　　　　　（電話番号　06－6260－0921）  　　　　イ　提出部数 ３部  　　　・非協会員  　　　　ア　提出先  　　　　　　大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）  　　　　　　〒559－8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号  大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階  　　　　イ 提出部数 ２部  ※記載上の留意点について  　・「業務報告書」に記載していただく「残高」欄については、千円単位で記載してください。  　・（個人の貸金業者の皆さまへ）表紙の住所の記載は、貸付けの業務に係る主たる営業所等の郵便番号、住所及び電話番号となります。  　　誤ってご自宅住所の情報を記載されないようご注意ください。  貸金業法（抜粋）  （報告徴収及び立入検査）  第二十四条の六の十　内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。  （監督上の処分）  第二十四条の六の四　内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  第四十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  （略）  八の四　第二十四条の六の十第一項若しくは第二項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十四条の六の十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 |
| ４月 | **○令和５年度における指導監督方針について**  令和５年３月30日付け金第1748号により、大阪府知事登録貸金業者のみなさまに令和５年度の指導及び検査等実施について通知を発出しています。  （通知文はこちら[[Wordファイル]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00245585/R05shidoukanntokuhoushinn.doc) [[PDFファイル]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00245585/R05shidoukanntokuhoushinn.pdf)）  また、貸付業務の状況等を把握する必要があるため、「事業報告書」及び「業務報告書」等の提出をはじめ、状況に応じた手続きが必要となりますので、必ずご確認ください。  　●立入検査又は運営状況の聴き取りの実施について  新型コロナウイルス感染防止に伴う様々な活動の自粛や国、自治体等の金銭的な支援策が終了していく中で、資金需要者の行動にも変化がみられることが予想され、貸金業者は法に規定する目的に基づく業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図ることが引き続き求められます。  前年度に引き続き、今年度も原則、全事業者に対して、帳簿書類の確認等を含む立入検査又は運営状況の聴き取りを実施いたします。  検査の実施日等については個別に連絡する予定です。  また、日常の貸金業の営業実態を確認する観点から、前年度同様、事前に連絡をすることなく貸金業務取扱主任者の設置確認等の検査を実施（無通告による検査）する場合があります。予めご了承ください。  　●「事業報告書」及び「業務報告書」の提出について  貸付業務の状況等を把握する必要があるため、法第24条の６の９の規定により、「事業報告書」を各貸金業者の毎事業年度ごとに提出してください。  　　　提出期限は、毎事業年度経過後３ヶ月以内です。    また、令和５年３月末日時点での貸付状況を把握するため、法第24条の６の10第１項の規定により、「業務報告書」を提出してください。  　　　提出期限は、令和５年５月31日水曜日です。  　●その他の提出書類について  上記のほか下記についても報告書の提出が必要となる場合があります。詳しくは[こちら](https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html)  ・「若年者向け貸付けに関する報告」  　　　　・「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知（写し）」  　　　　・「開始等届出書」  　　　　・「財産的基礎に関する届出書」  　　　　・「指定信用情報機関との信用情報提供契約に関する届出書」  　　　　・「廃業等届出書」  　　　　・「債権譲渡届出書」  **○残貸付債権の状況等に係る報告について**  令和５年３月24日付け金第1742号により、みなし貸金業者のみなさまに通知を発出しています。（通知文はこちら[[Wordファイル]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00289139/R05zansaituuchibunn.doc) [[PDFファイル]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00289139/R05zansaituuchibunn.pdf)）  貸金業登録の効力を失って以降も保有貸付債権に係る取引が未了となっている場合は、貸金業法第43条の規定により、「みなし貸金業者」に該当するため、同法第24条の6の10第1項の規定により、残貸付債権等の状況について事業年度経過後３ヶ月以内に報告してください。 |